

第 4 期計画からの主な変更点

項目	4 期計画	5 期計画
計画の目標 (基本目標)	・人とツキノワグマとの棲み分けによる共存を図るため、人の生活圏とツキノワグマの生活圏との間に緩衝帯を設ける。 ・人の生活圏に誘引しないよう努める。 ・不必要な捕獲によりツキノワグマを絶滅させないために、人里周辺へ出沒したツキノワグマについては、個体ごとの特性を見極め、当該個体の人の生活圏への出沒が抑制できない場合は、捕獲を実施し、それ以外の個体については、「移動放獣の基準」に基づき放獣を行うことで、人の生活圏に対してより警戒感を持たせるものとするとともに、狩猟期間の捕獲の実施による人とクマの緊張関係の維持を図る。	①人身被害件数の減 ②農林業被害の減 ③個体群の安定的な維持 ④錯誤捕獲数の減 ⑤集落内での目撃件数の減
地域区分	「山間部については原則として本来ツキノワグマが生息している場所」、「農地や人家周辺は原則として人の生活が優先される場所」と大別して考える。	主要生息地、緩衝地域、防除地域、排除地域に応じた管理方針を定める。
目標を達成するための方策と基本的な考え方	「生息地などの環境整備」、「被害管理と予防対策」及び「個体数の管理」	「生息地と人里の環境整備」、「被害管理と予防対策」及び「個体数の管理」
生息地と人里の環境整備	ア ツキノワグマの生息地である森林環境が、ツキノワグマにとってより生息しやすい環境となるよう、対象林分については、適切な間伐を通じた、多様な林齢・樹種からなる健全な森林の形成を進めることとする。 イ 里山においては、人とツキノワグマとの棲み分けを積極的に進めるため、集落周辺の森林や耕作放棄地を「緩衝帯」として整備する。なお、こうした整備が一過性のものとならないように、地域住民や関係者はもとより、都市住民等と連携	主要生息地、緩衝地域、防除地域、排除地域で行う対策ごとに分けて記載。対策の内容は現計画を踏襲する内容。

	し、地域ごとにこうした「緩衝帯」が維持管理できる体制や仕組みづくりを進めることとする。 ウ 森林に隣接する農地や集落においては、農業被害や人身被害の回避のため、地域住民に対し、ツキノワグマを誘引する原因となる放置果実（カキ、クリなど）、廃棄果実や生ゴミ等の適切な処理などについて啓発を行うこととする。 また、別荘や林間内にあるホテル等についても生ゴミ等の適切な処理などについて啓発を行うこととする。 エ 間伐等の森林施業においては、林業用機械などに使用するオイル類にツキノワグマが誘引される場合があるため、適切な管理に務めるとともに、作業者が森林内で生ゴミなどの誘引物を残さないように啓発を行うこととする。 オ 登山道や観光地などにおいては、人身被害の回避のため、観光客や施設設置者などに対し、ツキノワグマを誘引する原因となる生ゴミ等の適切な処理、餌付け行為の防止などについて啓発を行うこととする。	
被害管理と予防対策	ア 里山における荒廃森林や耕作放棄地の拡大により、集落側にツキノワグマの生息可能地が拡大しており、集落内において、ツキノワグマと人とが不慮の遭遇をする危険が増大している。こうしたことから農林家等による個別、単発的な防除だけでは集落内への出没を抑制できない状況が生じている。このため、個別防除を基本としつつも、集落をあげて被害を管理し、どこをどのように守るか、地域の土地利用も含めて検討をするとともに、防除すべき箇所においては、徹底した予防対策を推進し、誘引しない環境づくりを進めるとともに、鳥獣被害対策のための侵入防止柵の設置を進める	主要生息地、緩衝地域、防除地域、排除地域で行う対策ごとに分けて記載。対策の内容は現計画を踏襲する内容。

	こととする。 イ 出沒初期や農作物等への初期被害時の迅速な対策がツキノワグマの定着化の予防となることから、地域に組織された被害対策チームと県の被害対策支援チーム、県内に配置している「クマ対策員」(県とNPO・大学との協定に基づき科学的な現地診断や対策の処方のため派遣されるツキノワグマの専門家)が協力し被害現地での指導、助言を行い、科学的な知見のもとで迅速な予防対策を推進することとする。 ウ 農林業被害の個別防除においては、より防除効果の高い機材の選択や設置が行われるよう啓発を行うこととする。 林地においては、クマはぎ被害対策として保残する造林木のテープ巻き処理、ネット巻き処理などによる被害防除に加えて、加害個体を除去する捕獲対策の推進を図る。また、必要な場合は関係機関と所有者らが協力し、これまでに実施した被害対策の効果などの検証を進め、被害地での防除対策の効果的な運用を図るとともに、テープ巻き以外の有効な防除方法の検討を行う。 なお、関係機関と連携し普及性が高く、より効果のある手法の情報収集に努め、これら防除方法の検証を行い、有効な方法の普及啓発を図ることとする。 エ 森林等の生息地における人身被害の回避については、ツキノワグマの習性の理解や身を守る知識の習得等を行った上で、遭遇防止対策を行いながら生息地に立ち入るよう啓発を進めることとする。また、関係者に対しツキノワグマに関する情報の提供や被害回避の方法に関する啓発を行うこととする。 オ 毎年行う、堅果類豊凶調査結果と目撃情報の状況により出沒予測を行い、適	
--	---	--

	期の注意喚起を行うこととする。	
捕獲許可の方針 (許可要件)	(ア) 個体数調整は、原則として現に被害が発生しているか又は人身被害の発生の恐れがあり、被害防除又は再発防止策を講じてもおお被害を防除できない場合に行うものとする。 (イ) 生息状況や被害状況などに十分留意し、適切な期間・区域・方法によって、捕獲の効果が被害防除へ上がるよう努めることとする。	【主要生息地域】 主要生息地域においては、原則として有害捕獲は行わない。 個体数調整を目的とし、春季捕獲を許可する。(県許可) 人身被害の加害個体は捕獲を許可(県許可) 【緩衝地域】 林産物その他物的被害があり、誘引物等の被害対策を行っても繰り返し被害を出す個体(県許可) 人身被害の加害個体は捕獲を許可(県許可) 【防除地域・排除地域】 ・農地において、被害防除(電気柵の設置等)を実施しても被害を出すなど、農作物への執着が強い個体(県許可) ・人身被害を起こした個体(市町村許可) ・追い払いや誘引物の対策を行ったにもかかわらず、人が活動する時間または場所の近くに反復して出沒する個体(防除対策を行ったゴミ捨て場や養蜂箱、養魚場等に餌付いた個体を含む)(市町村許可) ・人や家畜がいる建物に侵入した個体(市町村許可) ・市街地に出沒し人身被害のリスクが高まっている場合(市町村許可) ※防除地域、排除地域での捕獲許可は人里に何度も出沒する等、人身被害の可能性が高まっている場合等の緊急的な場合とする。捕獲後は速やかに報告書を県に提出し、クマ対策員等に依頼し現地調査を行い、新たな個体の出沒を防止する対策を行う。
捕獲許可の方針 (許可の制限)	被害の発生の予察だけを目的とした捕獲は原則として許可しない。	削除
緊急時における捕獲許可事務の	次の事項に該当する場合については、住民の迅速な安全の確保を図るため、「知事の	基本的な考え方は現計画を踏襲。防除地域、排除地域においてクマが繰り返し出沒する

特例処理	権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(平成 11 年長野県条例第 46 号)等により、許可権限を市町村長に一部移譲するものとする。 なお、この場合においても、鳥獣保護管理法第 38 条の銃猟の制限（禁止）は適用される。（別添資料 11） （ア） 日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合(当該危害を受けた者が、山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。) （イ） 人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合 （ウ） 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合 イ 市町村長は捕獲許可した事案について、出没の経過、出没要因、当日の対応、今後の対策等について取りまとめのうえ県に速やかに報告(別添資料 10)するものとし、県は必要の都度、検討委員会を開催し、当該許可事案について検証するものとする。 ウ 検討委員会での検証の結果、適切な業務の執行を図るうえで必要があると認める場合には、県は市町村に対し助言等を行うものとする。 エ また、ツキノワグマの出没などの通報があった場合は、市町村、地域振興局、警察署、地区猟友会、クマ対策員、鳥獣保護管理員などの関係機関や専門家が連携し、人身被害の回避に向け迅速な対応を行うものとする。	等、人身被害のリスクが高まった場合に適応するものとして整理。（上記捕獲許可の方針参照）
捕獲上限数	越後三国 3%(29 頭) 長野北部 3%(18 頭) 北アルプス北部 3%(18 頭)	越後三国 5%(71 頭) 長野北部 5%(70 頭) 北アルプス北部 3%(24 頭)

	北アルプス南部 6%(54 頭) 関東山地 3%(4 頭) 中央アルプス 5%(29 頭) 南アルプス 3%(6 頭) 八ヶ岳 0%(0 頭) 計 158 頭	北アルプス南部 5%(71 頭) 関東山地 5%(17 頭) 中央アルプス 5%(52 頭) 南アルプス 5%(18 頭) 八ヶ岳 0%(0 頭) 計 320 頭
春季捕獲	豪雪地帯においては、狩猟期においてツキノワグマの捕獲が困難なことから、生息状況など地域の状況を把握して、専門家を含む保護管理協議等により、地域の保護管理に関する計画を策定し、計画的に春期捕獲を実施して、その評価もできる体制が整った地域においては、検討委員会において議論を行ったうえで実施の可否についての検討を行う	専門家を含む保護管理協議等により、地域の保護管理に関する計画を策定し、計画的に春期捕獲を実施して、その評価もできる体制が整った地域においては、下記の条件を付し、春季捕獲を認めることとする。 (ア) 穴グマ猟は禁止する (イ) 子連れの捕獲は親子とも認めない。 可能な限りオスを特定して行う (ウ) 捕獲実施者(許可対象者)は当該地域のツキノワグマの生息動向やサンプル等の必要な資料の収集に協力する